

扶養について（税法上・共済組合・手当）－主な相違点－

制度が異なりますので、それぞれ手続きが必要です。

項目	税法上	共済組合	扶養手当〔常勤〕
制度の目的	税金（所得税、住民税）の負担が軽減されます。	- 保険証（被扶養者証）が交付され保険給付が受けられます。 - 共済組合の保険事業を利用できます。 - 被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者となります。	扶養手当が受給できます。
親族の範囲	申告者（職員）と生計を一にする - 配偶者（内縁を除く。） 6親等内の血族及び3親等内の姻族 - 都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子） - 市町村長から養護を委託された老人	主として被保険者（組合員）の収入により生計を維持している 3親等内の親族（内縁の配偶者を含む。） - 内縁の配偶者の父母と子 - 内縁の配偶者死亡後の父母と子 ※配偶者、子、父母、祖父母、曾祖父母（健保の場合のみ）、孫、兄弟姉妹以外は同一世帯（同居）であること	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている - 配偶者（内縁を含む。） 子、孫、弟妹 - 父母、祖父母 - 重度心身障害者（親族か否かを問いません。） ※法定血族を含み姻族を除く。
対象年齢	その年の12月31日現在の年齢が16歳未満の人は、所得税の控除対象外（16歳未満の人は、住民税の非課税計算の人数には含まれません。）	75歳以上の人は対象外（後期高齢者医療制度の被保険者となるため）	子、孫、弟妹は、満22歳に達する日以後の最初の3月31日まで - 父母、祖父母は、満60歳以上
収入・所得 限度額	所得金額（収入金額－必要経費） 配偶者 - 源泉控除対象配偶者 申告者：年額900万円以下 かつ 配偶者：年額95万円以下 - 源泉控除対象配偶者以外 申告者：年額1,000万円以下 かつ 配偶者：年額133万円以下 配偶者以外の親族 年額48万円以下 ※申告者・・・職員本人	収入金額 - 年額130万円未満（月額108,334円未満） （失業給付日額3,612円未満） - 障害年金受給者又は60歳以上で、収入の中に公的年金等に係る収入を含む場合 年額180万円未満（月額150,000円未満）	収入金額 年額130万円未満（月額108,334円未満） （失業給付日額3,612円未満） 例)60歳未満の配偶者が9月末に退職した場合（退職手当あり） 税:その年の12月31日現在で、給与所得（1月～9月分）、退職所得及びその他の所得の合計額が133万円を超える場合は控除対象外 保険・手当:退職後向こう1年間の収入見込額が130万円未満である場合は、10月1日から被扶養者となれます。（失業給付を受給する場合は日額3,612円以上の期間を除く。）
含む	退職手当等の一時的な収入	継続性のある収入のすべて 税法上では含まれない非課税の収入	
含まない	非課税の収入（通勤交通費・障害年金・遺族年金・失業給付・出産手当金・傷病手当金・休業補償・育児休業給付金等）	退職手当等の一時的な収入	
算定期間	1月1日～12月31日の1年間 ※その年の12月31日現在の年間合計所得金額で判断します。	被扶養者となる日から将来に向かって1年間 ※認定時は被扶養者となる日以降の年間収入見込額で判断します。 ※認定中はどの月を起点とした12ヶ月においても収入が限度額未満でなければなりません。	